

災害対策標準化に係る 検討について



平成 25 年 1 1 月 5 日
内閣府（防災担当）

災害対策標準化について

災害対策基本法(昭和36年 法律第223号) 抄

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 (略)
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三～六 (略)

防災対策推進検討会議 最終報告(抜粋)
(平成24年7月 中央防災会議 防災対策推進検討会議)

第3章 今後重点的に取り組むべき事項

第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化

(1) 災害即応体制の充実・強化

④ 地方公共団体における体制整備

- 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間の広域応援を総合的かつより円滑に実施するため、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を行うべきである。特に、災害時の協力協定の相手方とは、相手方の業務規定や情報システム等の共通化を図ることが有効であり、少なくとも相手方の規定、システムへの習熟を進めるべきである。

第3節 災害を予防するための多面的な取組

(1) 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働

② 「自助・共助」と多様な主体の協働

- ボランティア、NPO、NGO、社団、財団等の自発性や活動の多様性に十分に留意しつつ、ボランティア等の被災地での受け入れ体制の整備、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報の提供などの方策を確立すべきである。

南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)(抜粋)
(平成25年5月 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG)

Ⅲ 南海トラフ巨大地震対策の基本的方向

1. 主な課題と課題への対応の考え方

(6) 外力のレベルに応じた対策の確立

- 災害応急対策は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプのレベル1の地震・津波からレベル2の地震・津波、更には複合災害も想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する必要がある。

Ⅳ 具体的に実施すべき対策

2. 災害発生時対応とそれへの備え

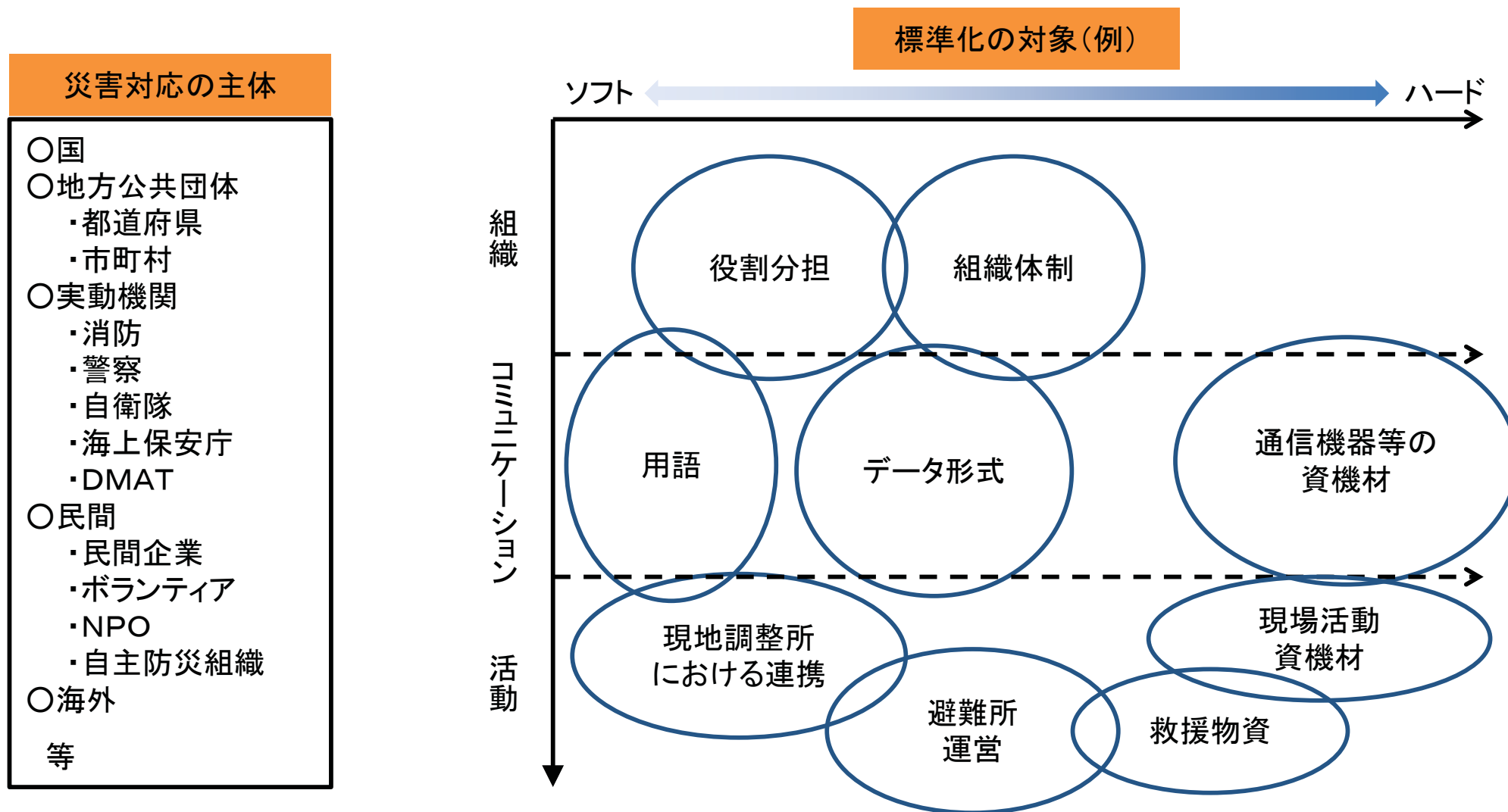
(17) 広域連携・支援体制の確立

- 広域的な活動を円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、活用資機材の名称や規格、活用要員の呼称と能力要件、取り扱う書類の様式等に関する標準化・共有化や、必要に応じてそれを活かした支援アプリケーション類の開発を進める必要がある。

災害対策標準化に係る検討について

【目的】

多様な主体が活動する災害時において、各機関の連携が円滑に行われ、全体として効率的な活動が行われるよう、災害の種類や大小に関わらず適用することができる災害対策の標準化を図るための検討を行う。



各主体において適用可能な標準的マネジメントシステムの確立

災害対策標準化検討会議

【委員名簿】

小林 恭一	東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授
重川 希志依	常葉大学大学院環境防災研究科教授
柴崎 亮介	東京大学空間情報科学研究センター・生産技術研究所教授
中林 一樹	明治大学政治経済学研究科特任教授
中邨 章	明治大学名誉教授
林 春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授

第1回(平成25年10月1日開催)

- 内閣府防災における標準化に係る取組の紹介
- 小林委員、中邨委員、林委員によるプレゼンテーション
- 意見交換

第2回(日程調整中)

- 内閣府防災における標準化に係る取組の紹介(情報関係)
- 重川委員、柴崎委員、中林委員、中邨委員によるプレゼンテーション
- 意見交換

⇒年度内に5回程度の会議を開催し、取りまとめを実施予定。

今後の検討イメージ

災害対応業務の標準化のための有識者による検討会

災害対応業務に関する国際標準化への対応

災害応急対策需要の算出、活動拠点等の調査・調整

帰宅困難者のための一時滞在施設等の調査

広域応援、広域避難等に必要の人員・施設等の調査・検討

有識者による検討会の開催
(全6回程度開催し、計画策定に当たって助言)

災害応急対策活動の具体的な計画の策定

実動省庁によるWGにおける標準化の検討

国内における災害対応標準化の推進